

2019年8月

お客さま各位

現金による外国送金取引の受付終了について

平素は尼崎信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、「外国為替及び外国貿易法」、「犯罪収益移転防止法」に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与への対策として、下記に該当する外国送金取引の受付を終了させていただくことといたしました。お客さまにはご不便をお掛けいたしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 受付を終了する外国送金取引

- (1) 現金（円貨現金・外貨現金）を原資とする外国送金取引
- (2) 当金庫に預金口座をお持ちでないお客さまによる外国送金取引

2. 受付終了日

2019年8月26日（月）

なお、当金庫の預金口座からの振替による外国送金取引については、確認資料のご提示をお願いし、お取引内容の確認をさせていただいております。確認の結果により、当金庫の判断でお取引の受付をお断りさせていただく場合がございますので、お客さまのご理解・ご協力を賜りますよう、併せてお願い申し上げます。

本件につきまして、ご不明な点等ございましたら、店頭窓口までお問い合わせさせていただきますようお願い申し上げます。

以上

